別表１

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第17項第１号の要件			
	イ　合併		
	ロ　会社の分割		
	ハ　株式交換		
	ニ　株式移転		
	ホ　株式交付		
	ヘ　事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
	ト　出資の受入れ		
	チ　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
	リ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
	ヌ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
	ル　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
	ヲ　会社又は外国法人の設立又は清算		
	ワ　有限責任事業組合に対する出資		
	カ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
法第２条第17項第２号の要件			
	イ　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
	ロ　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
	ハ　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
	ニ　新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

（注）

１．事業再編計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

２．実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

（１）合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。

（２）会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

（３）株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

（４）株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。

（５）株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

（６）事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（７）事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。

（８）出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。

（９）他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。

（10）関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並び